

## 水戸地方裁判所委員会（第36回）議事概要

### 1 日 時

令和3年6月7日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

阿部重典，荒井英明，海老原健，大木光子，小川賢司，加藤祐一，神谷雄一郎，小西俊一，田中記代美，田中文弥，廣澤諭，村上信夫，村上正子，渡部勇次（委員長）（五十音順 敬称略）

（説明者）

阿部雅彦民事第一部部総括判事

（事務担当者等）

岸英範民事首席書記官，菊地明弘刑事首席書記官，小松且昌事務局長，下川由美子事務局次長，名雪泉総務課長，今村伸介総務課課長補佐

### 4 議事

(1) 新任委員の紹介（田中文弥委員，神谷委員，小川委員，廣澤委員）

(2) 前回の第35回委員会（令和2年11月2日実施，テーマ「司法サービスの提供や裁判手続の迅速な実施と新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置とのバランスについて」）において委員から出された意見に基づいて裁判所が取り組んだ状況を以下のとおり報告した。

ア 令和3年1月から，執務室において職員同士の対面の席にパーティションを設置した。

イ 令和3年3月から，水戸地家裁管内全ての本庁，支部，簡裁において「いばらきアマビエちゃん」を掲示した。

(3) 本日のテーマ「民事訴訟手続の I T 化について」

阿部判事から、民事訴訟手続の I T 化について説明がなされた。

(4) ウェブ会議の模擬手続

阿部判事らによりウェブ会議の模擬手続が実施された。

(5) テーマについて意見交換をした概要（●委員長，○委員，□説明者）

● 民事訴訟手続の I T 化について説明及びウェブ会議の模擬手続をさせていただきましたが、見ていただいたのは、準備的な手続についてのものであります。現在の法律では、弁論などの法廷でのやりとりや電子データでの書面の提出は、ウェブ会議では行うことはできません。それらの本格的な I T 化は、法律改正やシステム開発がされた後になります。現在、ウェブ会議は、全国で、月に 1 万 1 0 0 0 回から 1 万 2 0 0 0 回くらい行われています。法律上の制約もあり、I T 技術の活用という点からすると、日本の裁判所は、先行する外国から遅れている状況にあります。今般 I T 技術を活用して、これまでの裁判のあり方を大きく見直そうとしています。そのあたりを前提にしつつ、どなたか御質問や全体的な感想等がございましたら、よろしくお願いたします。

○ 模擬手続においては、当事者双方に代理人弁護士が就いていて、弁護士事務所と裁判所を繋いでいる状態でしたが、本人訴訟の場合には、どのようなのでしょうか。

□ 現在行われているフェーズ 1 の中では、全国共通で双方当事者に代理人弁護士が選任されている事件に限りウェブ会議の手続を行っています。今後、民事訴訟法が改正された場合には、代理人が就いているかを問わずにウェブでの手続が導入されると思われませんが、I T 機器の利用について、どの機関によってどのようなサポート体制を構築すべきかについては、現在議論されているところです。

○ 今の点と関連しているのですが、本人が希望した場合には、このフェーズ 1 でも本人訴訟でウェブ会議を利用できるのでしょうか。

□ フェーズ 1 の現時点の運用においては、当事者本人が希望されたとしても、本

人訴訟ではウェブ会議は行っておりません。

ウェブ会議になる前の電話会議の場合でも、法律の制度上は可能であっても、あまり本人訴訟での電話会議は行っておりません。その理由としては、非弁行為といいますが、弁護士資格のない方がこっそり同席して本人の害になる助言がなされるのは避けたいということがあります。また、録音・録画の禁止のルールの遵守の問題もありますし、本人であることの確認の方法の問題もあります。なお、当庁において、これまで当事者本人の方からウェブ会議の利用の申し出があったことはありません。

● 電話会議でもウェブ会議でも、本人訴訟の場合、本当に本人か、その他のルールが守られているのかを確認するのが、なかなか難しいところもあります。そこで、ウェブ会議でも、そのような問題が生じないところから、今は試行的に始めている状態です。

○ IT化やウェブ会議が進んでいけば、関係者の業務負担はかなり軽減されるのか、それとも、現行法では、それほど業務負担は変わらず、法律の改正により進むものなのかをお聞きたいです。

□ 現在の規則では、まだ電子データでの書面の提出ができませんので、記録が直ちになくなるということにはなっておりません。ただ、電子データでの書面の提出について、裁判所の方でもシステムの準備を進めており、まだ詳細は決まっておきませんが、それほど遠くない時期に、裁判所の規則改正がなされ、利便性は高まると思います。

現時点では、ウェブ会議のみが導入されていますが、今までの電話会議と異なり、顔を見ながら和解交渉等もできる点は大きなメリットです。また、先ほどのデモンストレーションのように、図面の共有や一覧表で原告の主張と被告の主張を対比するデータをアップロード・ダウンロードして、お互いにそれに書き込み合うこともできますので、議論の仕方の利便性は高まってきていると思います。

○ IT化後の民事訴訟のイメージに関して、現段階で最終的に目指す姿というの

は、弁論終結・判決言渡しという最終局面まで全てウェブで行うことも視野に入っているのかをお聞きしたいです。

□ 現在議論されている法改正は、中間試案の段階で、まだその内容は固まってはいませんが、IT化が一番先端的な形で導入されれば、当事者や代理人が一度も裁判所に出頭することなく、証人尋問も含めて全てウェブ会議で行う手続が可能になります。ただ、弁護士会も含めて様々な意見があり、実際に顔を見ないで大丈夫なのかというような議論もありますので、立法がどうなるのかは、まだ不透明な部分もあると思います。

● 電子データでの書面の提出についても、全員が初めから義務化されるのは難しいということが共通認識としてあります。その場合、本人訴訟で本人が書面を書く際に、弁護士会あるいは司法書士会でもサポートを御検討いただくというところでは、御協力いただいておりますが、それによってどの程度実際電子化されて提出されるのかはまだ分からないところがあります。

また、弁護士には電子データでの書面提出を義務化するのか、国費で電子データ化をするのはどのような場合かなどについては、まだ立法論として議論されているところで、どのような仕組みになるかが分からないという状況です。

いずれにしても、最終的には、記録自体は紙で持たずに電子データにすること自体は方向性として決まっております。

それから、和解でも、実際の対面の場合とリモートの場合とで差異があるのかどうかという点は、色々な機微に渡る問題で議論があるところで、今後の運営の中で考慮されてくると思います。

○ 当放送局では、職場の中で新型コロナのクラスターが発生すると放送継続の危機になりますので、とにかく神経を使っています。年2回くらい定例でおこなわれる全国局長会議については、これまでは東京に集まって開催されていたのですが、今回の模擬裁判で使用していたものと同じマイクロソフト社の Teams の仕組みを導入しています。私は、1年前はこの会議システムについては全くの素人で

したが、今ではごく普通に使用できるようになりました。

同じように部長クラスの会議であったり、局内でも、感染拡大期においては、自席から Teams を使って会議を行いました。

メリットもあればデメリットもあり、Teams の会議は出張の日数や移動時間の短縮ができ、資料も共有できて、すごく分かりやすいのですが、分かりやすくプレゼンをするためのパワーポイントでの資料の作成には相当労力と時間がかかります。

○ 裁判所と民間のウェブ会議はそれほど変わらないと思います。ただ、経営者協会の会員の方からは、実際に対面で話すよりは、画面の表情からだけだと発言や質問のタイミングがよく分からないなど、コミュニケーションの幅が狭まってしまうという悩みも寄せられています。

○ 金融業界も似たようなところがあり、セキュリティや安全性・安定性に配慮するあまり、昨今の動きにはやや出遅れてしまい、ここ数年急ピッチで進めています。

銀行においても、キャッシュレス・ペーパーレス・印鑑レスをかなり徹底して、ここ1、2年でかなり進めましたが、やはり一部で紙や印鑑が必要な部分が残ってしまっています。内部的な事務の効率化はかなり進んで、例えば、今までやっていた書類を運ぶ仕事などの負担が軽減されて、色々な意味でコスト削減だけではなく、環境負荷というか自然に対する負荷も減らすことになり、結果として働き方改革のようなものが進みつつあると思います。そういった負荷の軽減が、うまく業務の質の向上に繋がっていけば良いという感想を持っています。

○ 裁判は、電子化して良い部分と電子化が難しい部分がどこかを試行錯誤しながら進めていくしかなく、あまり性急にやって関係者の方がかえって苦勞されるとか、意に沿わない中で進めてしまうというのは良くないと思います。関係者の方から要請を受けながら、試しながらやって、雰囲気を作っていくことが大事なのかと思いました。

- 裁判はやはり間違いがあってはいけないので、書面の準備とか対面で行うとか色々な手間をかけ非常に慎重に行わなければならない一方で、提訴から判決までにすごく時間がかかることが大きな問題ではあると思うのですが、IT化の目的の一つに、裁判期間の短縮化は何か関わっているのでしょうか。

例えば、諸外国の例で、これを導入したことで裁判の期間が短くなっているとかいったことがあればお聞きしたいです。

- IT化によって裁判のさらなる迅速化にも資するということは念頭にあります。例えば、先ほどの弁論準備期日に裁判所に来ていただくとなると、双方代理人弁護士と裁判所との日程がなかなか合わない場合でも、期日がそれぞれの弁護士事務所でできるとすれば、日程調整が容易になり、期日自体も早くなります。また、打合せ等も早い期間でできることもあるでしょう。個々の事件について、色々な事情があるということを踏まえつつ、法曹として従前の紛争処理のやり方を見直し、全般的に早くしていくことを考えることは、裁判所にも弁護士にも必要ではないかと思います。

諸外国でいうと、IT化で1回で結審してしまうという国もあるようです。そうすると、IT化だけの問題ではなくて、各国の事情を踏まえた裁判制度のあり方ということになってきますが、そういう話も外国ではあるようです。

- 当放送局では、この1年間でかなりIT化や職場環境について改善をさせました。従来の仕事のやり方を大きく変え、かつては、書類を山積みしながら紙をたくさん印刷して作業することが多かったのですが、それを全面的にやめて、職場の1人1つのデスクも廃止して、いわゆるフリーアドレスを導入し1人1台貸与されたパソコンを中心に色々な場所で仕事を速やかに取り組めるような体制を作りました。

それによって紙を出さずに、全てパソコン・オンラインでのやりとりで仕事を手際よく進める体制を整えています。

Teams や Zoom 等を介してのオンライン会議もやはりコロナ禍という社会的背

景の中で、必要に迫られて、だいぶ一般化してきていると思います。

1年前を思えば、一体どのように取り組んでいけばいいかわからない状況でしたが、思った以上に誰でも取り組める体制になってきていると思います。

裁判所でも、試行錯誤という部分もあると思いますが、ITの世界は、おそらく始まった当初は、ちょっと時間がかかると思っていたても、その先の展開はどんどん加速し、利便性が図られて改善され、意外にかなり短期間の内にある目標のステージに到達できるのではないかという個人的な感覚を持っています。また、直接裁判所に出向かなくても良いということになると、もう少し気軽に相談してみようとか、これまで裁判所と距離があったものが、手軽で身近に感じるというプラスの面もあるのではないかと感じています。

一つ質問なのですが、今回の模擬手続はとてもスムーズに進行していて特段問題はなかったのですが、実際のオンラインの場面では、途中で機械的なトラブルが生じることも想定されますが、その場合の対処法や取組みはありますか。また、このような仕組みを作るにあたって、インターネット環境の整備などをどの程度されたのかを教えてください。

- Teams を使ってウェブ会議をする前には、チームを作らなければならないのですが、期日の1週間位前までに書記官がチームを作成し、必ず1度は接続テストを行い、間違いなく繋がることを確認して、当日スムーズに手続を行うことができるように備えています。

よくあるパターンとしては、Wi-Fiの調子が悪くなるとか、パソコンを立ち上げたらwindowsが更新作業中であるとか、Teamsがアップデートされた際にファイアウォールが原因で繋がらないというトラブルが散見されています。裁判所では、ウェブ会議が繋がらない場合には、電話会議に切り替えるというように対応策を決めています。

ハード面については、練習用の機材では、Wi-Fiを用いていたのですが、通信状態を安定させるために、各部屋で有線で繋げるように工事を行いました。ウェ

ブ会議専用のパソコンをほぼ裁判官の人数と同じくらいの台数準備をし、大きなモニターや広角カメラ、無線のキーボードやマウス等一通りの機材が配備されました。

- 立法後にシステム化することになりますので、本格的なシステム化は、しばらく先になります。
- 消費生活センターにおける消費生活相談は住民サービスであり、現在は、来所による相談と電話による相談がメインなのですが、県から、ITを活用できないかということで、各市町村の消費生活センターの窓口にウェブカメラとヘッドセットが配布されました。市町村によっては、窓口に相談員がいるのが週に1回とか2回という窓口もありますので、そのようなところと県の相談センターを結んで、ウェブ会議形式で相談業務をできないかと考えていますが、今のところまだ実例はありません。

ただ、相談者の自宅と直接繋ぐことは、セキュリティ対策等検討すべき課題があるため、今のところは考えていません。

他県では、相談の受付時間を24時間対応にするなど、先進的な取組をされているところもありますので、裁判所のIT化も注意深く見させていただき、消費生活相談や住民サービスについて活用できるものはないかと考えています。

ただ、色々な議論があり、最終的には書類の提出もオンラインで、書面も全て電子化することが目標とされていますが、行政の方では、どうしても紙ベースでないと対応できない方もいますので、住民サービスの業務の軽減・効率化までは難しいと思います。色々な手段を用意して、それぞれの方にあった対応をしていくしかないと感じています。

- 弁護士会もIT化プロジェクトチームを2、3年くらい前に発足させまして、私自身が弁護士会の非弁活動の取締委員を長年努めていたこともあり、私もこのプロジェクトチームの一人となっています。

いわゆる非弁活動の防止の観点から、現行の電話会議システムについては一般



の方は利用できないことになっており、新たに始まったウェブ会議においても同様の手立てがなされているのだらうと理解しています。

ただ、今後一般の方も利用できることになった場合、例えば、一般の方が作成した訴状を提出しようとした場合に、司法書士や弁護士以外の方が関与してくることが問題として懸念されていますので、今後の立法を注意深く見ていかなければいけないと思います。

裁判手続のIT化で目指す「3つのe（e提出、e事件管理、e法廷）」でいうところのe法廷のところですが、証人尋問をするときに、どこでするのかという話が出てきます。どこかの裁判所に赴いてカメラ越しに行うのか、あるいは会社の事務室でも良いとしてしまうのか。会社の事務室でも良いとした場合に、どこかにカンペみたいなのを張ってそれを見る人も出てくるのではないかなどが問題になってくることがあるので、この証人尋問の部分については、もっと慎重に議論を進めていただく必要があると以前から思っています。尋問などの大事な手続場面においては、御本人が出頭するという仕組み自体は残さないといけないのではないかとはいっています。

裁判制度の「重し」ということに関して、「裁判沙汰」という言葉があるとおおり、やはり裁判に関わることはそれなりに重いことだということは普通の人には認識していると思いますが、裁判手続の全てがカメラ越しにウェブ手続のみで終わってしまい、裁判が普通の人にも当たり前になるというのは世の中の的にどうなのかとは個人的に思います。

裁判所というのは、特殊な機関ですので、民間と同じように利便性だけを追求していくことには慎重であってしかるべきかと個人的には思います。

- 書面をPDFにしてアップロードをすると聞いたときに戦慄を覚えました。もしも何かあった時に、その情報が漏れてしまった時にどうするのかを考えただけでも冷や汗が出る思いでしたので、それくらいセキュリティ構築については本当に慎重にやっていただきたいと思っています。

ウェブ上で色々な手続が済むということであれば、裁判所の管轄の問題という点を大きく変えることができるのではないかと思います。訴訟のような厳格な手続については、証人尋問の問題など色々な議論があり、そう簡単にはいかないのかもしれませんが、訴訟以外の手続で、尋問がないものについては、今とは違うやり方を定めても良いという気がします。

事件数の多い裁判所と少ない裁判所があるようなので、負担が分散化するように御検討いただくと良いと思いました。

- 本学は、一昨年から全く新型コロナとは関係なく、授業の効率化という観点から Teams 導入を進めていたので、昨年の新型コロナの問題が生じた当初から Teams を使っていました。Teams は、通信環境にもよりますが、長時間使っていると切断されやすく、学生も我々も使い慣れていないので、なかなか授業が安定しないということがありました。

「共有」にすると、共有にした人と学生が見ている画面とが違っているので、長時間使用していると多少ストレスを感じますので、そのような場合にどうするのかなど思いながら、先ほどの模擬手続を拝見していました。

本学では、Teams と併用して書類のやりとりができるシステムを使用していたのですが、コロナの前に導入したシステムだったので、コロナ禍でほぼオンラインになったときに、あまりの量に耐えられなくなり、やっとみんなが使い慣れてきた頃にシステムそのものを見直さなければならないということになりました。

また、リモート映えということは確実にあると思います。昨年ゼミの募集をしたときに、リモート授業のうまい先生とうまくない先生との人気差がはっきり出ました。

一昨年と昨年の傾向で、リモートを使用するの就活面接の違いがでてきていると実感していますので、リモートを使用した手続が本格的に裁判にも導入された時にも違いが出てくる可能性はあるだろうと思います。

ところで、なぜ裁判所では Teams が採用されたのでしょうか。また、裁判所が

使用する Teams は通常我々が使用しているものと何か違うのでしょうか。

□ なぜ Teams が採用されたかの詳細までは承知しておりません。

仕様につきましては、市販のアプリケーションと全く同じで、裁判所用にカスタマイズされているところは一切ありません。

確かに、画面については、こちらが見ている画面と先方が見ている画面が違うことについては難点だとは思いますが、幸い裁判では関与する人の人数が限られており、接続地点も 3 か所 4 か所くらいですので、ストレスについては、授業などで使用している程ではないと思います。

○ 私は、オンラインで授業を行っています。Zoomの方が使いやすいことから、私も学生も Zoom を使っています。大学院では人数も少ないので可能なのですが、学部になると人数が多く、ネット環境が様々なので、皆がアクセスできるように配慮するのが大変だと聞いています。

それから、去年は、オンラインで試験を行いました。たぶん誰も何も見ていないとは思いますが、試験の公平性を担保するのが課題となっています。

証人尋問などもオンラインで行われると、透明性や適正性という裁判の普遍的な理念と両立させるのは難しいと感じました。

○ 私たちの場合は、どちらかというと言面というよりは本人との対面で色々なことをやってきました。今ここへきて、電話を利用することが多くなったり、色々な報告書について IT を使うようになってきているのですが、実際に相談をしてみると、電話ではひどくストレスが溜まっているように感じられても、本人の表情を見たり、実際に会って話をしてみると、そうでもなかったりします。そういう問題は、なかなか IT に代えられるものではありません。IT 化できるところとできないところをきちんと話し合われてから IT 化を進めることが非常に大切かと思います。

○ 刑事手続については、証拠は紙、手続は原則対面だという現実がかなり強く残っており、民事に比べると IT 化は 1 周遅れという状況になっています。

そういう中で、法務省で検討会が設置され、今年の3月から、書類のデータ化、オンライン化、手続の非対面、遠隔化について議論がされていると聞いています。その議論が進むに従って、刑事手続のIT化の姿も見えてくるのかなというところではあります。

裁判手続のIT化ということ考えた場合に、利便性・効率性の向上という点も大事ですけれども、何より情報セキュリティをどう守っていくかが大事だと思います。

高度のプライバシー情報に触れる部分が多くなりますので、仮に不正アクセスや誤送信による情報流出などがあった場合に、その場合の影響は計り知れないものがあると考えておきまして、その点のリスクもきちんと考慮してIT化を進めていく必要があると感じています。

## 5 次回のテーマ

「障害者配慮について」

## 6 次回の開催期日

令和3年11月1日（月）午後1時30分から午後3時30分まで